

令和 2 年度

学 生 便 覧



秋田県歯科医療専門学校

目 次

教育目標	1
教育方針	1
秋田県歯科医療専門学校沿革	2
令和2年度授業・年間行事予定表	3
秋田県歯科医療専門学校学則（抜粋）	5
教育課程	11
秋田県歯科医療専門学校年間学費	13
授業と科目履修	14
表彰に関する規定	16
奨励金	17
学生生活諸則	18
事務手続諸則	22
連絡先	25
就職心得	26
願・届（様式1号～24号）	27
校舎案内図と非常口	52
避難に関する諸注意	54
校舎周辺配置図と避難場所	55

教 育 目 標

- 1 歯科衛生士法に基づき、新しい知識と技能を授け、更に高い倫理観と謙虚にして飛揚する志をもつ歯科衛生士を育成する。
- 2 口腔衛生の普及と進展を図り、生命を愛し、こころ豊かな人間性を涵養せしめる人材を育成する。

教 育 方 針

- 適切な判断力と豊かな創造力を育てる
- より高きを求め努力する態度を育てる
- 謙虚な探究心を育てる

秋田県歯科医療専門学校沿革

- 昭和43. 3. 22 歯科衛生士養成所(秋田県歯科衛生士学院)として、厚生省認可(中通の旧会館内)
43. 4. 14 歯科衛生士科第1期生(1年制課程)入学式挙行(32名入学)
45. 4 秋田市山王二丁目に新校舎竣工・移転(山王の旧会館内)
45. 6. 14 秋田県歯科衛生士学院及び秋田県歯科医師会館新築落成式記念式典挙行
50. 12. 3 歯科技工士養成所(秋田県歯科技工専門学校)として、厚生省認可
51. 4. 3 秋田県歯科技工専門学校開校式並びに第1期生(2年制課程)入学式挙行
(26名入学)
53. 4. 1 秋田県歯科技工専門学校を秋田県歯科技工士学校に校名変更
55. 1. 14 身体障害者施設巡回臨床実習開始(歯科衛生士科)
58. 1. 25 社会福祉施設歯科巡回臨床実習開始(歯科衛生士科)
59. 3 八橋戸川原(現 八橋南一丁目)に歯科衛生士科新校舎竣工・移転
59. 4. 1 2年制課程に移行(歯科衛生士科)
59. 5. 20 秋田県歯科衛生士学院竣工式挙行
61. 12. 6 推薦入学試験導入(歯科衛生士科、歯科技工士科)
- 平成4. 3. 1 歯科衛生士試験が厚生省による全国統一国家試験となる
5. 10. 12 秋田県歯科衛生士学院専門課程設置認可
7. 6. 29 専門士の称号が付与される(歯科衛生士科)
8. 5. 11 戴帽式を行う(歯科衛生士科)
9. 4. 1 秋田県歯科衛生士学院と秋田県歯科技工士学校を統合し、秋田県歯科医療専門学校と校名を改称、歯科衛生士科と歯科技工士科を併設する
10. 12. 21 専門士の称号が付与される(歯科技工士科)
12. 4 訪問介護員(ホームヘルパー)2級課程導入(歯科衛生士科)
20. 3 歯科技工士科閉科
20. 4 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正により3年制課程となる
21. 10 社会人入学試験導入
26. 2 法改正により、介護員2級課程(ホームヘルパー2級課程)に替わり介護職員初任者研修課程導入
30. 11 秋田県歯科医療専門学校50周年記念式典挙行

令和2年度 授業・年間行事予定表（前期）

月 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	(水) 休業日	(金)	(月)	(水)	(土) 夏季休業日	(火)
2	(木) 休業日	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)
3	(金) 始業式 出校日〔3学年〕	(日)	⑥(水)	(金) 出校日〔3学年〕	(月)	(木)
4	(土)	(月)	⑥(木)	(土)	(火)	(金)
5	(日)	(火)	⑥(金)	(日)	(水)	(土) 宣誓式
6	(月) 入学式	(水)	振替休日(土)	(月)	(木)	(日)
7	(火) 臨地・臨床実習開始 〔3学年〕	(木)	(日)	(火)	(金)	(月)
8	(水)	(金) 出校日〔3学年〕	(月)	(水)	(土) 学校見学会 出校日〔2学年〕	(火)
9	(木)	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)
10	(金) 出校日〔3学年〕	(日)	(水)	(金)	(月)	⑥(木)
11	(土)	(月)	(木)	(土) 学校見学会 出校日〔2学年〕	(火)	(金) 出校日〔3学年〕
12	(日) 学校創立記念日	(火)	(金) 出校日〔3学年〕 全国模擬試験①	(日)	(水)	(土)
13	(月)	(水)	(土)	(月)	(木)	(日)
14	(火)	(木)	(日)	(火)	(金)	(月)
15	(水)	(金)	(月)	(水)	(土)	(火)
16	(木) 対面式〔1・2学年〕	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)
17	(金)	(日)	(水)	(金) 出校日〔3学年〕	(月)	(木)
18	(土)	(月)	(木)	(土)	(火)	(金)
19	(日)	(火)	(金)	(日)	(水)	(土)
20	(月)	(水)	(土)	(月) 出校日〔3学年〕 全校集会	(木)	(日)
21	(火)	(木)	(日)	(火) 夏季休業日	(金) 出校日〔3学年〕 全校集会	(月) ⑥(水)
22	(水)	(金) 課外活動	(月)	(水)	(土)	(火) ⑥(木)
23	(木)	(土)	(火)	(木)	⑥(日)	(水) 前期試験〔1学年〕
24	(金) 出校日〔3学年〕	(日)	(水)	(金)	⑥(月)	(木)
25	(土)	(月) 内科検診・結核検診	(木)	(土)	(火)	(金) 前期試験〔2学年〕 出校日〔3学年〕
26	(日)	(火)	(金) 国試解説講座 〔3学年〕	(日)	(水)	(土)
27	(月)	(水)	(土)	(月)	(木)	(日)
28	(火)	(木)	(日)	(火)	(金)	(月)
29	(水)	⑥(金)	(月)	(水)	(土)	(火)
30	(木)	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)
31		(日)		(金)	(月)	
備考	～9月介護職員初任者 研修授業〔2学年〕			防災訓練		

※土曜日・日曜日・祝祭日は休日。

令和2年度 授業・年間行事予定表（後期）

月 日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	(木) 臨地・臨床実習開始〔2学年〕	(日)	(火)	(金) 冬季休業日	(祝) (月) 後期試験〔1学年〕	(月)
2	(金)	(月) 卒業試験〔3学年〕	(水)	(土)	(火) 全国模擬試験⑧〔3学年〕	(火)
3	(土)	(火)	(祝) (木)	(日)	(水)	(水)
4	(日)	(水)	(金) 出校日〔2学年〕	(月)	(木)	(木)
5	(月) 全国模擬試験②〔3学年〕	(木)	(土)	(火)	(金)	(金)
6	(火)	(金)	(日)	(水)	(土)	(土) 卒業証書授与式
7	(水) 研修旅行〔3学年〕	(土)	(月)	(木)	(日)	(日)
8	(木)	(日)	(火)	(金)	(月)	(月)
9	(金) 出校日〔2学年〕	(月)	(水)	(土)	(火)	(火)
10	(土)	(火) 国家試験対策開始〔3学年〕	(木)	(日)	(水)	(水)
11	(日)	(水)	(金) 出校日〔2学年〕	(月)	(祝) (木)	(祝) (木)
12	(月)	(木)	(土)	(火) 全校集会 全国模擬試験⑤〔3学年〕	(金)	(金) 出校日〔2学年〕
13	(火)	(金) 出校日〔2学年〕 全国模擬試験③〔3学年〕	(日)	(水)	(土)	(土)
14	(水)	(土)	(月) 全国模擬試験④〔3学年〕	(木)	(日)	(日)
15	(木)	(日)	(火)	(金)	(月)	(月)
16	(金)	(月)	(水) 出校日〔2学年〕	(土)	(火)	(火)
17	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)	(水)
18	(日)	(水) 球技大会	(金) 全校集会	(月)	(木)	(木)
19	(月)	(木)	(土)	(火) 全国模擬試験⑥〔3学年〕	(金)	(金) 出校日〔2学年〕 全校集会
20	(火)	(金)	(日)	(水)	(土)	(土) 学年末休業日 (祝)
21	(水)	(土)	(月) 冬季休業日	(木)	(日)	(日)
22	(木)	(日)	(火)	(金)	(月)	(月)
23	(金) 出校日〔2学年〕	(月)	(祝) (水)	(土)	(火)	(火)
24	(土)	(火)	(木)	(日)	(水)	(水)
25	(日)	(水)	(金)	(月)	(木) 後期試験〔2学年〕	(木)
26	(月)	(木)	(土)	(火) 全国模擬試験⑦〔3学年〕	(金)	(金)
27	(火)	(金) 出校日〔2学年〕	(日)	(水)	(土)	(土)
28	(水)	(土)	(月)	(木)	(日)	(日)
29	(木)	(日)	(火)	(金)		(月)
30	(金)	(月)	(水)	(土)		(火)
31	(土)		(木)	(日)		(水)
備考	~12月社会福祉実習 ~12月介護職員初任者研修実習〔2学年〕 防災訓練	~3月国家試験対策 歯科保健大会			~3月介護職員初任者研修授業〔1学年〕 28日歯科衛生士国家試験予定	

※土曜日・日曜日・祝祭日は休日。

秋田県歯科医療専門学校学則（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1条 秋田県歯科医療専門学校(以下「本校」という)は、教育基本法並びに学校教育法に基づく高等学校における教育の基礎の上に、歯科衛生士法の規定に基づき歯科医療の従事者として必要な知識及び技能を授け、もって地域社会に貢献できる歯科衛生士の養成を目的とする。

（名称）

第2条 本校の名称は、秋田県歯科医療専門学校と称する。

（位置）

第3条 本校を秋田市八橋南一丁目8番8号に置く。

（設置者）

第4条 本校は、一般社団法人秋田県歯科医師会が設置する。

第2章 課程の組織、定員、修業年限、在学期間、入学資格

（課程の組織、定員、修業年限、在学期間、入学資格等）

第5条 本校に専門課程を置く。

2 課程、学科、定員、修業年限は次のとおりとし、各学年の在学年限は、2年を超えることができない。

課程	学科	入学定員	総定員	修業年限
医療専門課程	歯科衛生士科	50名	150名	3年

3 本校に入学できるのは、次の各号のうち一つに該当する者とする。ただし、女子のみとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者
- (2) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第3章 学年、学期及び休日

（学年）

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校創立記念日 4月12日
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月20日まで
- (5) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで
- (6) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

2 秋田県歯科医療専門学校長（以下「校長」という。）が、特に必要があると認めたときは臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

第4章 教育課程等

(教育課程)

第9条 本校の教育課程は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び選択必修分野から成り、各科目の単位数は別表(1)のとおりとする。

- 2 1単位時間は50分を標準とし、講義・演習は15～30単位時間、実習・実技は30単位時間、臨地実習（臨床実習）は45単位時間の履修でそれぞれ1単位とする。
- 3 校長は、必要に応じて第1項に定める以外の活動に学生を参加させることができる。
- 4 授業の始業と終業時刻及び週当たりの授業時数は別に定める。

第5章 入学、転学、休学及び退学等

(入学時期)

第10条 入学及び進級の時期は、毎年4月とする。

第11条 削除

(入学許可)

第12条 校長は、入学試験に合格し指定の期日までに保証人2名を定め学費その他必要な書類を提出し、入学手続きを完了した者に入学を許可する。学費の内訳及び提出する書類の様式は別に定めるものとする。

- 2 前項の学費及び必要書類は次のとおりとする。
 - (1) 戸籍抄本
 - (2) 誓約書
 - (3) 本校所定の入学金、授業料、実習費
- 3 校長は、前項の手続きを期日までに完了しない者に対してその合格を取り消し、また、入学期日に許可なく出席しない者に対して入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

第13条 前条第1項の保証人は独立の生計を営み、入学を許可された者の身上に関する一切の責任を負うことのできる成年者でなければならない。

- 2 保証人のうち1名は親権者又は学費支弁者とし、他の1名は秋田県内に居住する者でなければならぬ。
- 3 前項に定める保証人がいないときは、校長がその保証人を指定することができる。
- 4 保証人を変更したとき、若しくは保証人が住所、氏名又は職業を変更したときは、遅滞なく校長にその旨を届けなければならない。
- 5 学生は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、その旨を校長に届け出なければならない。

(転入學)

第14条 校長は、本校に欠員のある場合、選考の上、転入学を許可することができる。

- 2 前項による転入学の資格のある者は、歯科衛生士法第12条第1号、第2号の指定を受けた学校または養成所において1年または2年の課程を修了した者で、かつ、在籍している学校又は養成所における教育の水準、教育課程の進捗状況が同等又はそれ以上である場合に限るものとする。
- 3 転入学を希望する者は、前年度までの単位取得証明書及び修了証明書を添えて転入学願いを提出しなければならない。
- 4 第1項の許可を受け転入学しようとする者は、入学金を納入しなければならない。
- 5 学生が転学をしようとするときは、転学願いを校長に提出し許可を受けなければならない。

(欠席)

第15条 学生が欠席、欠課、早退、遅刻する場合は、その理由を添えて校長に届け出なければならない。ただし、病気により1週間以上欠席するときは、医師若しくは歯科医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第16条 学生が疾病その他やむを得ない事由により2ヶ月以上にわたり出席することができず休学しようとするときは、保護者並びに保証人連署の上、休学願いを校長に提出しその許可を受けなければならない。休学の理由が疾病によるときは、医師若しくは歯科医師の診断書を添えなければならない。

- 2 校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、同一学年において1年を超えない範囲で休学を許可することができる。ただし、特に必要と認める場合に限り、当該期間を2年にいたるまで延長することができる。
- 3 出席が常ならず、各学科目の必要出席時数を満たすことが見込めない場合は、休学を命じることがある。
- 4 休学の期間は、第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学中の学生が復学しようとするときは、復学願いを校長に提出し、その許可を受けなければならない。休学が疾病によるときは、医師若しくは歯科医師の診断書を添えなければならない。

2 復学の時期は、原則として休学が許可された年度の翌年度とし、原学年に編入するものとする。

(退 学)

第18条 学生が退学しようとするときは、本校所定の退学願いを校長に提出し許可を受けなければならぬ。

2 校長は、病気その他の理由により修学の見込みが無くなった者に退学を命ずることができる。

第6章 成績考査、試験、進級及び卒業

(成績考査)

第19条 成績は、原則として学科試験及び実技試験並びに日常の学習活動(定期考査以外の考査、レポートの提出、課題、ノート、受講態度等)を総合的に考査し、各科目ごとに100点を満点とし、60点以上を合格とする。

(各 試 験)

第20条 試験は、定期試験、追試験、再試験並びに校長が特に必要と認めた場合に特別試験を行うものとする。

2 前項の実施について必要な事項はこれを別に定める。

(試験の受験資格)

第21条 当該期の学費を納入していないときは、原則としてその期の試験を受けることができない。また、試験前日までに各科目の出席時数が実施授業時数の3分の2に満たない場合はそれを満たす補習を受けるものとし、試験前日までに必要な時数を満たすことができない場合は当該科目の試験は受けることができない。

(単位の認定)

第22条 2年以上にわたって分割履修する科目の場合は、学年ごとに単位修得を認定する。

2 考査の成績が60点に満たないときはその科目の単位修得は認定しない。

(進級及び卒業)

第23条 次のいずれかに該当する者は、学校運営審議会の議を経て進級又は卒業を認めない。

(1) 出席すべき日数の3分の1以上欠席した者。

(2) 未修得単位の科目を有する者。ただし、選択必修分野の科目においては、この限りではない。

2 進級又は卒業が認められないときは原級留置となり、その場合は教育的配慮から原学年の課程をすべて再履修するものとする。ただし、修得済みの科目については、定期試験を免除する。

第24条 校長は、卒業を認めた者に卒業証書を授与し、専門士(医療専門課程)の称号を与える。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第25条 校長は、学業、素行ともに優秀な者又は善行があり他の学生の模範となる者があるときは、これを表彰することができる。

2 褒賞は次のものとし、それぞれの褒賞の基準は別に定める。

- (1) 優等賞
- (2) 努力賞
- (3) 皆勤賞
- (4) 精勤賞

3 その他、校長が賞に値すると認める学生がいるとき、これを表彰することができる。

[詳細については、P16に掲載]

(懲 戒)

第26条 校長は、学生が本校の規則違反等、教育上必要と認められるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(退 学)

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 削除

第9章 学費及び諸経費

(学 費)

第34条 受験料、入学会員料、授業料及び実習費（以下「学費」という。）は、指定期日までに納付しなければならない。

2 学費の額は、別表(2)のとおりとする。

3 学費は入学手続時、4月及び10月に納入する。

4 入学手続時を除き、学費の納入猶予を望む者はその理由を提出すれば許可される場合がある。

5 休学の許可を受けた者は、休学を許可された日が属する期を除き休学期間中の授業料及び実習費の納入を免除する。

(除 籍)

第35条 正当な理由なく、定められた期間内に学費を納付しない者に対しては登校を停止し、一切の証明書の交付を停止する。また、未納が一定期間に及んだときはその学籍を除くことがある。

(学費の不返還)

第36条 既納の学費は、事由の如何によらず返還しないものとする。

2 第1項の規程にかかわらず、入学式までに入学辞退の意思表示をした者（推薦入学試験合格者

を除く）については、原則として入学金を除き、納付済みの学費（授業料及び実習費）の返還に応じるものとする。

第10章 健康診断及び保健管理

第37条 学生は毎年所定の健康診断を受けなければならない。また、本校に学校医1名を置くものとする。

2 校長は学生の保健を管理し、必要に応じ治療を命じ、また登校を停止させることがある。

第11章 その他の規定

（その他の規定）

第38条 学生心得その他校内規定は別にこれを定める。

第12章 補 則

第39条 この規定に定めるもののほか、この規則の施行に関する必要な事項は、校長が定める。

第39条2、第40条 削除

附 則 削除

教 育 課 程

別表(1)

分野	教育内容	学 科 目	学年／時間			学年／単位		
			1年	2年	3年	1年	2年	3年
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	30			2		
		化学	30			2		
	人間と生活	心理学	30			2		
		社会学	30			2		
		英語	30			2		
		倫理学	15			1		
		解剖学	30			2		
		組織・発生学	20			1		
		生理学	15			1		
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	口腔解剖学	30			2		
		歯牙解剖学	15			1		
		歯型彫刻・スケッチ	15			1		
		口腔生理学	15			1		
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	15			1		
		口腔病理学	15			1		
		微生物学	15			1		
		口腔微生物学	15			1		
		薬理学	15			1		
		歯科薬理学	15			1		
専門分野	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学 I	30			1		
		口腔衛生学 II	30			1		
		歯科衛生統計	31			2		
		衛生学・公衆衛生学	30			2		
		衛生行政	15			1		
		社会福祉	15			1		
		歯科衛生士概論	30			2		
		歯科臨床概論	30			1		
		保存修復学	15			1		
専門分野	臨床歯科医学	歯内療法学	15			1		
		歯周療法学	45			3		
		歯科補綴学	30			1		
		口腔外科学（麻酔学を含む）	30			1		
		小児歯科学	30			1		
		歯科矯正学	30			1		
		障害者歯科学	18			1		
		障害者歯科学（演習）	15			1		
		高齢者歯科学	15			1		
	歯科予防処置論	高齢者歯科学（演習）	15			1		
		歯科予防処置 I	120			6		
		口腔保健管理	45			3		
		歯科予防処置 II	60			2		
専門分野	歯科保健指導論	歯科予防処置 III		45		2		
		歯科保健指導 I	105			6		
		歯科保健指導 II		90		5		
		歯科保健指導 III			15		1	
		訪問歯科指導			30		1	
		栄養指導 I	30			1		
		栄養指導 II		30		1		

分野	教育内容	学 科 目	学年／時間			学年／単位		
			1年	2年	3年	1年	2年	3年
専門分野	歯科診療補助論	歯科診療補助 I - 1	135			6		
		歯科診療補助 I - 2	15			1		
		歯科診療補助 II - 1		90		4		
		歯科診療補助 II - 2		30		1		
		歯科診療補助 III			30			1
	臨地実習（臨床実習を含む。）	歯科放射線学		15		1		
		医療保険		15		1		
		臨床基礎実習		30		1		
		臨地・臨床実習 I		360		8		
		臨地・臨床実習 II			540		12	
選択必修分野	介護職員初任者研修課程	医療事務・情報処理		30		1		
		隣接医学		30		1		
		看護概論		15		1		
		コミュニケーション論（カウンセリング技法含む）		15		1		
		接遇（受付業務・マナー）		15		1		
		卒業研究 I			15	1		
		卒業研究 II				15	1	
		総合学習				150		5
		職務の理解		6				
		介護における尊厳の保持・自立支援		9				
選択必修分野	介護職員初任者研修課程	介護の基本		6				
		介護・福祉サービスの理解と医療の連携		9				
		介護におけるコミュニケーション技術		6				
		老化の理解		6				
		認知症の理解		6				
		障害の理解		3				
		こころとからだのしくみ		3				
		介護に関するこころのしくみの基礎的理解		3				
		介護に関するからだのしくみの基礎的理解		6				
		生活と家事		6				
選択必修分野	見学等実習（特養等施設見学等実習）	快適な住環境と介護		3				
		こころとからだのしくみと自立に向けた介護		30				
		介護過程の基礎的理解、総合生活支援技術演習		12				
		見学等実習（特養等施設見学等実習）		12				
		振り返り		4				
	小 計			1,091	1,193	825	58	50 23
	合 計			3,109			131	

秋田県歯科医療専門学校年間学費

《歯科衛生士科》

別表(2)

	入 学 金	授 業 料	実 習 費	計
入 学 手 続 き 時 (1学年前期分を含む)	250,000円	200,000円	100,000円	550,000円
1 学 年 後 期 分		200,000円	100,000円	300,000円
2 学 年 前 期 分		200,000円	100,000円	300,000円
2 学 年 后 期 分		200,000円	100,000円	300,000円
3 学 年 前 期 分		200,000円	100,000円	300,000円
3 学 年 后 期 分		200,000円	100,000円	300,000円

※ この他に、3ヶ年分の教科書・教材費等約400,000円が見込まれる。

授業と科目履修

1. 授業時間

時限	授業時間	時限	授業時間
1	8:50 ~ 9:40	2	9:50 ~ 10:40
3	10:50 ~ 11:40	4	11:50 ~ 12:40
昼休み (12:40 ~ 13:20)			
5	13:20 ~ 14:10	6	14:20 ~ 15:10
7	15:20 ~ 16:10	8	16:20 ~ 17:10

2. 授業

- (1) 授業の変更は、学級担任を通して連絡する。
- (2) 授業開始15分、授業終了前15分までは遅刻・早退とする。それ以外は欠課とする。
- (3) 遅刻・早退を同一授業で4回した時は、欠課1とする。

3. 授業科目

教育課程の通りとする。

4. 科目履修

教育課程通りすべて履修する。

5. 成績評価

- (1) 成績評価は、定期試験だけでなく、レポートの提出、平常の成績、受講態度などにより総合的に判定される。
- (2) 評価は、上記の判定を得点で表し、60点以上を合格とする。60点未満は不合格とする。
- (3) 不合格科目は、再試験を受験することができる。
- (4) 進級・卒業の認定は、学年末に行う。

6. 定期試験

- (1) 定期試験は、年2回前期、後期に行う。ただし、3学年は後期のみ行う。
- (2) 定期試験の時間割は、試験開始1カ月前に学級担任から連絡する。
- (3) 受験資格は、試験前日までの各科目の出席時数が実施授業時数の3分の2以上の者。それ以外の者は「補習願」(様式11号)を学級担任へ提出し、補習を受けそれを授業担当講師が認めた時は、受験資格が与えられる。

(4) 受験についての注意事項

- ① 試験開始から30分以上の遅刻者は入室を認めない。
 - ② 答案の提出は、試験開始から30分後とする。また、試験中に退席した者は以後の入室を禁じる。
 - ③ 机上には筆記用具のみとし、その他は一切持ち込まないこと。ただし、授業担当講師が必要と認めた時は、この限りではない。
 - ④ 試験は公明な態度で受験すること。不正行為をした者は、その科目を不合格とする。
- (5) 無断で欠席した場合は、試験放棄とみなし、評価は不合格とする。

7. 追試験

- (1) 病気、忌引、その他やむを得ない理由で、定期試験を受けられなかつた場合は、願いにより追試験を行うことがある。
- (2) 追試験での成績は、取得点の80%となる。
- (3) 追試験を受けようとする者は、欠席から1週間以内に欠席の理由を明記した「追試験受験願」（様式12号）を学級担任へ提出し、指示を受けること。

8. 再試験

- (1) 再試験は、定期試験及び追試験で不合格となつた者について行う試験である。
- (2) 再試験での合格は、60点とする。
- (3) 再試験を受ける者は、定められた期間に「再試験受験願」（様式13号）と併せて1科目につき2,000円を添え、学級担任へ提出し校長にその許可を受けなければならない。
- (4) 病気、忌引、その他やむを得ない理由で、再試験を受けられなかつた者に対して、願いにより審議し、特別に試験を行う。なお、手続き並びに合否は再試験に準じる。
- (5) 再試験不合格者に対して、校長が認める場合は特別に試験を行うことがある。なお、手続き並びに合否は再試験に準じる。

表彰に関する規定

1. 優等賞

- (1) 人物、学業成績ともに優秀である者。
- (2) 在学年間、定期試験の成績が上位の者とする。(人数は対象学生の5%)
※小数点は、四捨五入

2. 努力賞

- (1) 人物、学業成績ともに優良である者。
- (2) 在学年間、定期試験の成績が優等賞に次ぐ上位の者とする。(進級時の表彰は上位の者とする)(人数は対象学生の10%)
※小数点は、四捨五入

3. 皆勤賞

在学年間、欠席、欠課、遅刻、早退のない者。

4. 精勤賞

在学年間、無欠席、欠課5時間以内の者。(遅刻・早退を4回したときは、欠課1とする)

5. 特別賞

特に規定はないが、在学中他の模範に足ると校長が認めた者。

6. 学外賞

奨励金

人物、学業ともに特に優秀な者に対して勉学奨励を目的に、別に定める規定に基づき奨励金を支給する。

学生生活諸則

- ◎学生は、学校の内外を問わず、将来歯科医療に従事することを自覚し、本校生としての品位を保ち、礼節を守り、良識に基づいた責任ある行動を心がけること。
- ◎本便覧は、卒業まで保管すること。

(総 則)

1. 学生は常に学生証を携帯すること。
2. 学生への面会、電話での呼出しは受け付けない。ただし、緊急の場合はその限りではない。
3. 放課後の校舎の使用は午後5時までとする。やむを得ない場合は、教務に申し出て校長の許可を受けること。
4. 登校後、やむを得ない事情で校外に出る場合は、学級担任の許可を受けること。ただし、昼休みはその限りではない。
5. 欠席、遅刻、早退などの場合は、学級担任に直ちに連絡し、書面（様式1、3、4号）で届け出ること。
6. 各実習施設では、実習生という立場を徹底し、実習期間中及び実習終了後も守秘義務・個人情報保護法を遵守すること。

◎通 学

1. 自家用車（自動二輪含む）で通学する場合は、所定の様式に従い年度ごとに「自動車通学願」（様式16号）を提出し、校長の許可を得なければならない。
2. 原則として許可を受けた本人以外の乗車は禁じる。
3. 無許可で自家用車（自動二輪含む）通学した場合は、懲戒処分の対象とする。
4. 自転車、原動機付自転車で通学する場合は、事前に学級担任へ申し出て通学許可証の発行を受けること。ただし、通学許可証は学生負担とする。
5. 自転車、原動機付自転車には、必ず通学許可証を貼り、施錠して所定の駐輪場を利用すること。また、通学許可証がない場合は、駐輪場の利用を認めない。
6. 駐輪場内で、事故、怪我、盜難にあった場合は、直ちに学級担任へ申し出ること。

◎アルバイト

1. 学生の本分は学習及び研修活動にあるので、アルバイトはしないことが望ましいが、事情がある時は願い出て（様式17号）校長の許可を得ること。
2. 万一、学業に支障がみられる場合、また、本学の学生としての品位の低下がみられる場合は直ちに禁止することがある。
3. アルコール類を主とする飲食店、または夜10時をこえるアルバイトは厳禁する。

◎身だしなみ

1. 服装は、学生らしい清潔なものとし、肌の露出、体のラインが目立つ華美なものは避け、他人に不快感を与えないものを着用すること。履物はヒールが高くなく、安全に通学できるものとしサンダルは禁止とする。
2. 校内では、規定の白衣、カーディガン、予防衣、エプロンを着用し常に清潔を心がけ、汚れ、しわのないものを着用する。
3. 白衣の襟元、袖口から下着類が見えないこと。下着は色、柄に気をつけ白衣から透けないものを着用すること。
4. ワンピース白衣を着用時には、ストッキングは肌色または白色のものとし、ひざ丈のストッキング、靴下は着用しないこと。
5. パンツ白衣着用時には靴下の着用も可。ただし、白衣に合う白を基調とした淡色、無柄で華美なものは避け、足首がかくれる清潔なもの（着用時素肌、柄が見えないこと）であること。
6. 白衣には、校章・名札（装飾不可）をつけ、アクセサリー類は一切身につけないこと。
7. 頭髪の染色は行わないこと。頭髪の色が明るい者は保護者の署名による地毛届（様式22号）を提出すること。
8. 頭髪が肩にかかる場合は、華美な装飾の物は避け耳を出すように一まとめにし帰宅時までくさない。また、前髪は目にかかる長さにし、横髪は顔にかかるないようにピンでとめること。実習時の長い髪のまとめ方は頭頂部より下の位置にシニヨンとしネットを着用する。また、ユニット実習においては一まとめにしキャップを着用する。
9. 化粧は医療人にふさわしい自然な様相とし、香水はつけないこと。（体臭ケアは別とする）
10. 爪は常時切り揃え、マニキュアはしないこと。
11. カラーコンタクトレンズは使用しないこと。
12. 式典、研修会等に参加する場合の服装は原則としてスーツを着用する。
頭髪、化粧も清潔を心がけアクセサリーは身につけない。

◎態度

1. 人前では粗野な言動を慎み、学生にふさわしい知性と品位を保つこと。
2. 挨拶や言葉づかいに気をつけ、相手に不快感を与えないようにすること。
3. 授業中は、他の学生に迷惑となる行為は行わないこと。
4. 実習中は必ず規定の服装をすること。
5. 休み時間は授業の準備をし、移動時間を考慮して始業前に着席をする。
6. 休み時間、昼食後は特に換気をし、教室環境を整える。昼食時間以外の飲食は周囲の迷惑にならないよう心がける。また、立ち食い、飲みはしない。
7. 欠席した場合は、授業担当講師にその旨を述べ、自らその補充に積極的に努めること。
8. 敷地内での喫煙はしないこと。
9. 白衣、上履きのままで外出しないこと。

10. 学校、実習で知り得た情報などは外部に漏らさず守秘義務を心がける。
SNS、ネットの利用は細心の注意を払う。

◎遺失物・拾得物

1. 所持品には必ず氏名を記入し、紛失しないように保管すること。
2. 校内で物品を紛失・拾得した場合は、直ちに学級担任へ申し出ること。

◎携帯電話

1. 校内では電源を切り、各自のロッカーに保管すること。
2. 授業中に教室内に持ち込んだり、身につけていた場合は、授業担当講師の指示により退席もあり得る。
3. 休み時間の使用は構わないが、他人の迷惑にならないように使用すること。

◎ロッカーの使用

1. 各自のロッカーは必ず施錠し、常に清潔を保ち、危険物などは持ち込まないよう責任を持って管理すること。
2. 万一、盗難にあった場合は、直ちに学級担任へ申し出ること。
3. ロッカーの鍵は各自で保管し、紛失した場合は紛失届（様式15号）を提出し、自らの責任で再製しなければならない。
4. 緊急の場合は、本人の許可を得てロッカー内を検査することもあり得る。
5. ロッカーの鍵は学年末に返還しなければならない。

◎校舎・校具・備品の使用

1. 教室及び実習室などの使用は、常に清潔、整頓を心がけること。
2. 教室内には授業に関連するもの以外は持ち込みず、不要なものはロッカーに保管すること。
3. 実習室などは実習以外の目的で使用しないこと。
4. 教室及び実習室などを使用する場合は、管理責任者に申し出ること。また、校具・備品を使用する場合も同様である。
5. 実習室などが施錠されている場合は、職員室から鍵を借り、使用後責任を持って返却すること。
6. 教室及び実習室などを使用した後は、ガス・電気・窓の点検を行い管理責任者へ報告すること。
7. 校舎の破損及び校具・備品を破損・紛失した場合は、授業担当講師及び学級担任に直ちに報告し、破損届（様式14号）、紛失届（様式15号）を提出しなければならない。また、その状況によっては弁償しなければならない。
8. 図書室の本は破損や汚損に注意して利用する。また、校外に持ち出す場合や数日間利用する場合は、図書貸出簿に記入しなければならない。
9. 図書室の利用時間は次のとおりとする。

月～金曜日

午前8時10分～午後4時45分

10. 怪我、病気などで一時的な手当、安静を必要とする場合は保健室を使用することができる。
11. 保健室を使用する時、また使用後は必ず学級担任へ申し出ること。
12. 非常時以外の非常階段の使用、屋上への立入りを禁ずる。
13. 分電盤には絶対に触れないこと。

◎長期休業期間の生活

1. 休業中は、通常できない学習や研修をするよい機会なので、各自その点をよく心得て行動すること。
2. 休業中の学外における行動の責任は、本人及び保護者にある。
3. 休業中に登校する者は、事前に学級担任へ連絡すること。
4. 休業中に事故や異変があった場合は、速やかに学校へ届け出ること。
5. 休業中に校内を利用する場合は、事前に校長の許可を得なければならない。
6. 休業中は、健康に充分注意し、有意義に過ごせるよう各自心がけること。

◎懲戒処分

学生生活諸則を守らない時は、その事項によって学則第26条を適用する。

事務手続諸則

◎各種証明書

1. 学生証

学生証は入学式後に交付する。学生はこれを常に携帯し、他人に貸与したり、自分で訂正してはならない。また、紛失した場合は直ちに紛失届（様式15号）を提出し、再交付を受けなければならない。

学生の身分を失った者は、直ちに返還しなければならない。

2. 電車・バスの学割

学割が必要な場合は、学割申請書を職員室に提出し、認印を受けてから使用すること。（学割は乱発や不正な行使は禁じられているので、年間を通じて計画的な使用が望ましく、不正があつた場合、その責任は全学生に及ぶことがある。）

3. その他

- ① 在学証明書
- ② 成績証明書（調査書）
- ③ 卒業見込証明書
- ④ 卒業証明書

◎手 続

1. 各証明書を希望する者は、1階ホール申請書入れに提出すること。申請者は学生本人とする。
2. 各証明書の交付は原則申込日より2日後（土・日・祝日は除く）で、成績証明書（調査書）は1週間程度の日数を要する。

◎願 ・ 届

本校には次の1～12の願い及び届けが定められているので、学生は必要に応じこれを提出し、許可及び承認を得なければならない。また、許可、承認後といえども、趣旨・内容及び学生生活に問題が認められる場合には、学生と話し合いの上で、廃棄、変更があることがある。なお、所定の用紙は1Fホール書類棚、もしくは職員室より交付を受けること。

1. 欠席届（様式1号）

病気または一身上の都合により欠席する者は、授業開始前に学級担任へ連絡し、様式1号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出する。ただし、1週間以上の長期に及ぶ場合は、医師の診断書を添えて提出する。

2. 忌引届（様式2号）

忌引の場合は、授業日数から忌引日数を引き、各自の出席すべき日数とする。

忌引日数は次のとおりとする。

両 親	-----	7 日以内
兄弟・姉妹	-----	5 日
祖 父 母	-----	3 日
伯父母・叔父母	-----	1 日

その他上記に準じ、校長が必要と認めたとき、必要と認めた期間

3. 遅刻届、早退届、欠課届（様式3号、様式4号、様式5号）

やむを得ない事情により、遅刻、早退、欠課（保健室利用・外出）をする者は学級担任へ連絡し、様式3号、様式4号、様式5号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出する。

4. 休学願、復学願、退学願（様式6号、様式7号、様式8号）

休学、復学、退学の願いは、それぞれ様式6号、様式7号、様式8号の用紙に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長の許可を得ること。

5. 転学願、転入学願（様式9号、様式10号）

転学、転入学を希望する者は、様式9号、様式10号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長の許可を得ること。

6. 补 習 願（様式11号）

補習を受けようとする者は、様式11号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し授業担当講師に願い出ること。

7. 追試験受験願、再試験受験願（様式12号、様式13号）

追試験、再試験を受験しようとする者は、様式12号、様式13号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長の許可を得ること。

8. 破損届、紛失届（様式14号、様式15号）

破損、紛失した者は、直ちに学級担任へ報告し様式14号、様式15号に必要事項を記入の上、校長に届け出ること。

9. 自動車通学願（様式16号）

自家用車（自動二輪車含む）で通学する場合は、様式16号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長の許可を得ること。

10. アルバイト願（様式17号）

アルバイトをする者は、様式17号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長の許可を得ること。

11. 本籍・住所変更届、氏名変更届、保証人変更届（様式18号、様式19号、様式20号）

本籍・住所、氏名、保証人に変更のある場合には、様式18号、様式19号、様式20号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長へ届け出ること。

12. 授業料実習費延納願（様式21号）

授業料実習費の延納を希望する者は、様式21号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長の許可を得ること。

13. 事故報告届（様式22号）

事故に遭った、又は起こした者は、直ちに学級担任へ報告し様式22号に必要事項を記入の上、校長に届け出ること。

14. 地毛届（様式23号）

頭髪の色が明るい者は、様式23号に必要事項を記入の上、学級担任へ提出し校長へ届け出ること。

15. 誓約書（様式24号）

学則並び学生生活諸則に違反した場合、反省文を添え提出すること。

◎集金について

1 学年5月から3学年11月までの31か月間、毎月26日に銀行引き落としにより積立金として7,000円の集金を行う。（銀行休日の際はその翌営業日となる。）

◎学生納付金

1. 学費は、入学手続時、4月、10月に納入する。
2. 滞納者は出校停止となり、定期試験の受験資格を失い、一切の証明書の交付が停止される。
3. 授業料実習費延納願い（様式21号）を納付期限前日までに提出すれば、延納が許可される場合もある。

◎奨学金制度

学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生に対し、次のような奨学金制度がある。締切り期日を厳守し、学級担任へ申し出ること。ただし、応募者多数の場合選考試験を行う。

1. 秋田県歯科衛生士修学資金
2. 独立行政法人 日本学生支援機構 第一種（無利子）
3. 独立行政法人 日本学生支援機構 第二種（有利子）

◎各種保険

1. 専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険

学校内での傷害事故の補償を行うもので1年次、2年次前期、3年次後期に必ず加入する保険である。

2. 看護学校総合補償制度「WILL」

学校管理下で行われる臨地・臨床実習などの怪我、その他の事故の補償を行うもので2年次後期、3年次前期に必ず加入する保険である。

3. 学生総合補償制度

日常生活におけるあらゆる傷害事故と賠償事故の補償を行う保険で、任意加入である。

連絡先

◎学校連絡先

秋田県歯科医療専門学校

●歯科衛生士科 〒010-0976

秋田市八橋南一丁目 8 番 8 号

TEL 018(865)4431

◎取扱時間

日曜、祭日を除く

月～金曜日 午前 8 時00分 ～ 午後 5 時00分

土曜日 午前 8 時00分 ～ 正午

就職心得

近年は景気低迷の影響で、就職が次第に厳しい状況になってきている。心構えをしっかりと持ち、自己の能力を充分発揮できるよう常に自らを磨くことを心がけ、自立の精神を養うこと。

◎就職に備え

1. 歯科医療業界についての正しい認識をもつこと。
2. アルバイトのし過ぎで、健全な職業意識が育たないことのないように注意すること。
3. 学生生活は、人生の中で最も自由が許される貴重な時間である。この時間を安易に過ごしたか、有意義に過ごしたかが、卒業時に現れる。後悔のない会心の笑みをたたえることができるよう、充実した学生生活を送ること。
4. 日頃から新聞などを読み、社会の動向に注目し、幅広い教養を身につけること。
5. 言葉づかい、挨拶、マナーなどは日頃から心がけること。
6. 卒業までに、何冊かの文学書を読んで、感想をまとめておくこと。

◎就職活動における注意事項

1. 就職地については、両親と充分話し合うこと。
2. 求人票を調べ、必ず学級担任へ相談すること。
3. 就職を希望する時は、その旨を学級担任へ報告し必要書類を準備すること。また、学校から交付を受ける書類は申請書に必要事項を記入し、学級担任へ提出すること。
4. 就職が内定または決定した時は、その旨を学級担任へ報告すること。
5. 就職活動は重複して行わないこと。

◎就職試験のために必要な書類

求人票の提出書類欄を確認し、準備すること。

願・届(様式)

●欠席届(様式1号)	P. 28
●忌引届(様式2号)	P. 29
●遅刻届(様式3号)	P. 30
●早退届(様式4号)	P. 31
●欠課届(様式5号)	P. 32
●休学願(様式6号)	P. 33
●復学願(様式7号)	P. 34
●退学願(様式8号)	P. 35
●転学願(様式9号)	P. 36
●転入学願(様式10号)	P. 37
●補習願(様式11号)	P. 38
●追試験受験願(様式12号)	P. 39
●再試験受験願(様式13号)	P. 40
●破損届(様式14号)	P. 41
●紛失届(様式15号)	P. 42
●自動車通学願(様式16号)	P. 43
●アルバイト願(様式17号)	P. 44
●本籍・住所変更届(様式18号)	P. 45
●氏名変更届(様式19号)	P. 46
●保証人変更届(様式20号)	P. 47
●授業料実習費延納願(様式21号)	P. 48
●事故報告届(様式22号)	P. 49
●地毛届(様式23号)	P. 50
●誓約書(様式24号)	P. 51

(様式1号)

欠席届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年

学籍番号 番

氏名 印

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(日間)次の理由で欠席
[いたします・いたしました]ので、お届けいたします。

欠席理由

(注) 欠席の理由が病気で、一週間以上の場合は医師の診断書を添付すること。

欠課 _____ (科目名) (時間)

(様式2号)

忌引届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印

令和 年 月 日 _____ が死亡のため、 月 日から 月 日まで
(　日間) 忌引いたしましたので、お届けいたします。

欠課 _____ (科目名) (時間)

(様式3号)

遅刻届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年

学籍番号 番

氏名 ㊞

令和 年 月 日 _____ のため遅刻 [いたします・いたしました] ので、
お届けいたします。

登校時間 午前 時 分
午後

欠課 _____ (科目名) (時間)

(様式4号)

早退届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
氏名 ㊞

令和 年 月 日 _____ のため早退[いたします・いたしました]ので、
お届けいたします。

早退時間 午前 時 分
午後

欠課 _____ (科目名) (時間) _____

(様式 5 号)

欠 課 届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
氏名 ㊞

令和 年 月 日 _____ のため欠課いたしましたので、お届けいたします。

欠課時間 午前 時 分 ~ 午前 時 分
午後

欠課 _____ (科目名) (時間)

(様式 6 号)

休 学 願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印
保証人氏名		印

次の理由により、令和 年 月 日から令和 年 月 日の ケ月間休学いたし
たく保護者、保証人の連署をもってお願ひいたします。

休学理由

(注) 休学の理由が病気のときは、医師の診断書を添付すること。

(様式 7 号)

復 学 願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印
保証人氏名		印

休学中のところ、令和 年 月 日から復学いたしたく保護者、保証人の連署をもって
お願ひいたします。

復学理由

(注) 休学の理由が病気であった場合は、回復したことを証する医師の診断書を添付すること。

(様式 8 号)

退 学 願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年

学籍番号 番

本人氏名 ㊞

保護者氏名 ㊞

次の理由により退学いたしたく、保護者の連署をもってお願ひいたします。

退学理由

(様式9号)

転 学 願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印
保証人氏名		印

次の理由により、転学いたしたく保護者、保証人の連署をもってお願ひいたします。

転学理由

転学先（校名・所在地・課程・学年）

転学年月日 年 月 日

(様式10号)

転入学願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

在学学校所在地

在学学校名

課程・学年 学科 年

本人氏名 印

保護者氏名 印

保証人氏名 印

次の理由により、転入学いたしたく保護者、保証人の連署をもってお願ひいたします。

転入学理由

転入したい学年 第 学年

転学年月日 年 月 日

(様式11号)

補 習 願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

授業担当講師 様

科・学年 歯科衛生士科 年

学籍番号 番

本人氏名 印

保護者氏名 印

次のとおり、欠課いたしましたので_____が出席時間数不足のため、補習を受けさせていただきたくお願いいたします。

欠課理由

欠課時間数 / 時間

(様式12号)

第 号

追試験受験願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年

学籍番号 番

氏名 ㊞

次のとおり、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(日間)欠席
[いたします・いたしました]ので、[] 追試験を受験させていただきたくお願ひいたし
ます。

欠席理由

受験科目 [科目]

(様式13号)

第 号

再 試 験 受 験 願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
氏名 ㊞

次の科目が不合格となりましたので、[] 再試験を受験させていただきたくお願いいたします。

受験科目 [科目]

(様式14号)

破 損 届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
氏名 印

令和 年 月 日()午前・午後 時 分破損いたしましたので、次のとおりお届け
いたします。

破損物

破損原因

破損場所

(様式15号)

紛失届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
氏名 ㊞

令和 年 月 日()_____を紛失いたしましたので、次のとおりお届けいたします。

紛失理由

紛失場所

(様式16号)

自動車通学願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
本人氏名 印
保護者氏名 印

次のとおり、自家用車で通学したいので、許可をお願いいたします。なお、許可された場合は、交通規則を遵守し、交通安全に努めることを誓います。

自動車通学の理由			
自動車通学の範囲 (具体的住所)	どこから	から	
	どこまで	まで (約 km)	
通学に使用する自動車について	車種	例: ホンダ・フィット	(cc)
	車No.	例: 秋田500め1234	
	色	例: 深緑など	
	所有者名義	(学生との関係)	
任意保険加入状況	保険内容	対人 万円、対物 万円	
	有効期限	令和 年 月 日迄	
駐車場	駐車場住所		
	契約期限	令和 年 月 日迄 (月極め賃借料 円)	

* 「通学願」には運転免許証、任意保険証及び駐車場賃貸契約書のそれぞれのコピーを1部ずつ添付すること。(保険期間及び賃貸契約満了時は変更内容を証明する書類を再提出すること)

自動車通学許可証

令和 年 月 日

歯科衛生士科 年 様

秋田県歯科医療専門学校

校長

印

以上のことを認め、自動車通学を許可する。

(様式17号)

アルバイト願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印

次のとおり、アルバイトをいたしたく、許可をお願いいたします。

1. アルバイト先名 _____
2. 責任者氏名 _____ 印 _____
3. アルバイト先住所 _____
4. T E L _____
5. 仕事の内容 _____
6. アルバイトの時間帯 _____ ~ _____
7. アルバイト期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
8. アルバイト理由 _____

(様式18号)

本籍・住所変更届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印

次のとおり、[本籍・住所]を変更いたしましたので、お届けいたします。

変更理由

旧本籍・住所
〒

T E L — —

新本籍・住所
〒

T E L — —

(様式19号)

氏名変更届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印

次のとおり、氏名を変更いたしましたので、お届けいたします。

変更理由

変更前

変更後

(様式20号)

保証人変更届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印

次のとおり、[保証人、保証人住所・氏名・職業]を変更いたしましたので、お届けいたします。

変更理由

新保証人	本籍地	_____
現住所	_____	
本人との続柄	_____	
職業	_____	
氏名	_____	印

(様式21号)

授業料実習費延納願

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
本人氏名		印
保護者氏名		印
保証人氏名		印

次の理由により、授業料実習費の延納をいたしたく保護者、保証人の連署をもってお願ひいたします。

延納対象 第 学年 前・後 期

延納理由

延納の期限 令和 年 月 日まで (最長延納期限を2ヵ月とする。)

(注) 理由を証明する書類を添付すること。

延納を希望する場合は、納付期限前日までに延納願いを提出すること。

(様式22号)

事 故 報 告 届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年 歯科衛生士科 年
学籍番号 番
本人氏名 ㊞

次のとおり、事故〔に遭いました・を起こしました〕ので、お届けいたします。

事故日時 令和 年 月 日 時 分

事故場所

事故原因

※事故状況がわかる図を裏面に記載、または添付すること

(様式23号)

地毛届

令和 年 月 日

秋田県歯科医療専門学校
校長 様

科・学年	歯科衛生士科	年
学籍番号		番
氏名		印
保護者氏名		印

私の頭髪は、カラーリング（染髪）はしておらず、生来の頭髪でありますので、お届けいたします。

頭髪の状況（頭髪の色について記載）

指導上特別に配慮を要すること（家庭からの要望を記入）

(様式24号)

誓 約 書

秋田県歯科医療専門学校

校長 様

私こと

このたび本校の学則並びに学生生活諸則に違反したので校長による厳重注意の指導を受けました。

以後、学則並びに学生生活諸則に違反することのないよう心を引き締めて学業に努めてまいりたいと思います。

よってここに反省文を添えて誓約いたします。

また、今後、学則等に違反した場合は、新たに退学等の処分を受けても異議を申し立てしないことを誓います。

令和 年 月 日

歯科衛生士科 年 氏 名

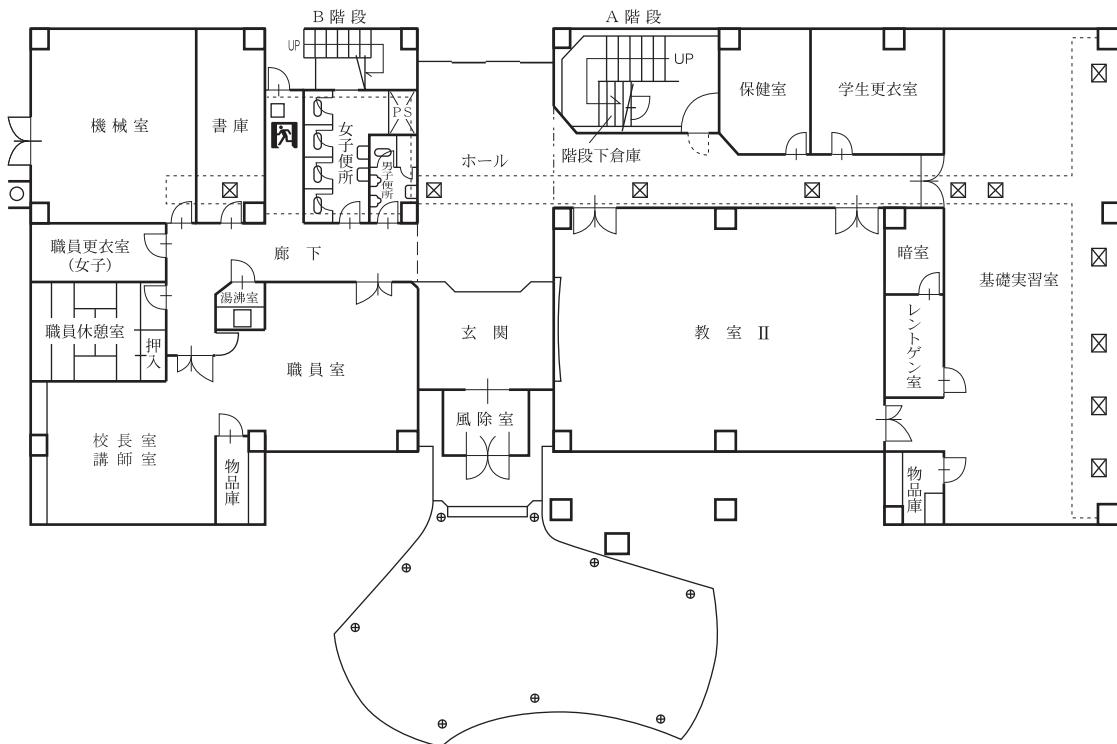
印

保証人

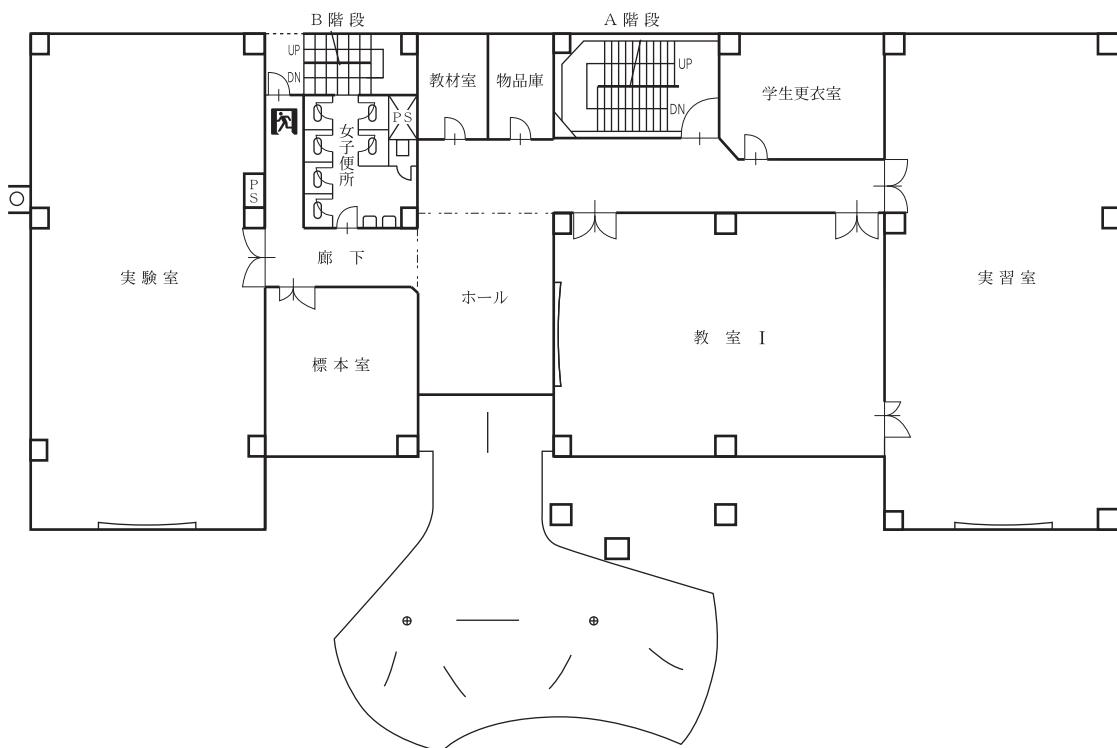
印

校舎案内図と非常口

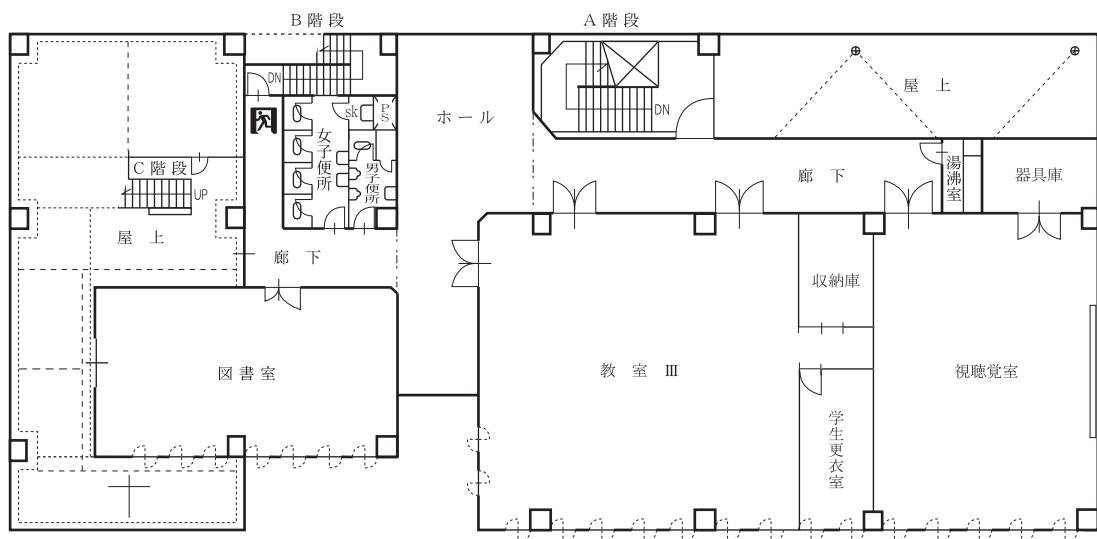
《歯科衛生士科》 1F



《歯科衛生士科》 2F



《歯科衛生士科》 3F



避難に関する諸注意

学校の安全計画について（「危機管理マニュアル」からの抜粋）

初期対応行動マニュアル

(1) 災害の場合（地震、火災、土砂崩れ、津波等）

〈災害時の学生対処の留意点〉

1. 火災報知器が鳴っても慌てず、放送による指示を待つこと。万一、放送での指示がない時は、周囲の状況を判断し、所定の順路に従って落ち着いて避難を開始すること。
2. 火気使用中に火災及び地震が発生した時は、直ちに消火し、ガスの元栓を締めること。
3. カバン及び学習用具はその場に置き、携行しないこと。
4. 行動は冷静に敏速かつ静肅にする。決して走ることをせず、早足で行動すること。階段では特に注意すること。
5. 窓からは絶対に飛び降りないこと。
6. 非常階段は非常の時にのみ使用すること。
7. 避難本部は、所定の避難場所とする。学生は、必要事項を必ず学級担任へ報告し、学級担任は本部へ届け出ること。
8. 避難場所に集合したら、学級担任は直ちに点呼をとり、本部へ届け出ること。
9. 避難場所に集合後の行動については、本部からの指示があるまで待つこと。

(2) 事故・事件（不審者の乱入、暴力行為、爆発、脅迫等）の場合

〈事故・事件時の学生対処の留意点〉

1. 事故、事件に遭遇したら、できるだけ大声で援助を求め、事故、事件の状態を周囲に知らせること。
2. 事故、事件現場で二次災害に巻き込まれそうであったら、できるだけ素早くその場から離れること。
3. 行動は冷静に敏速かつ静肅にする。決して走ることはせず、足早に行動すること。
4. 指定された集合場所に移動したら、学級担任は直ちに点呼をとり、対策本部へ届け出ること。
5. 指定された集合場所に移動後の行動については、対策本部からの指示があるまで待つこと。

6. 学生は、必要事項を必ず学級担任に報告し、学級担任は対策本部へ届け出ること。
7. ストーカーやセクシャルハラスメントの被害がある場合は事の大小に拘わらず必ず学級担任に相談すること。

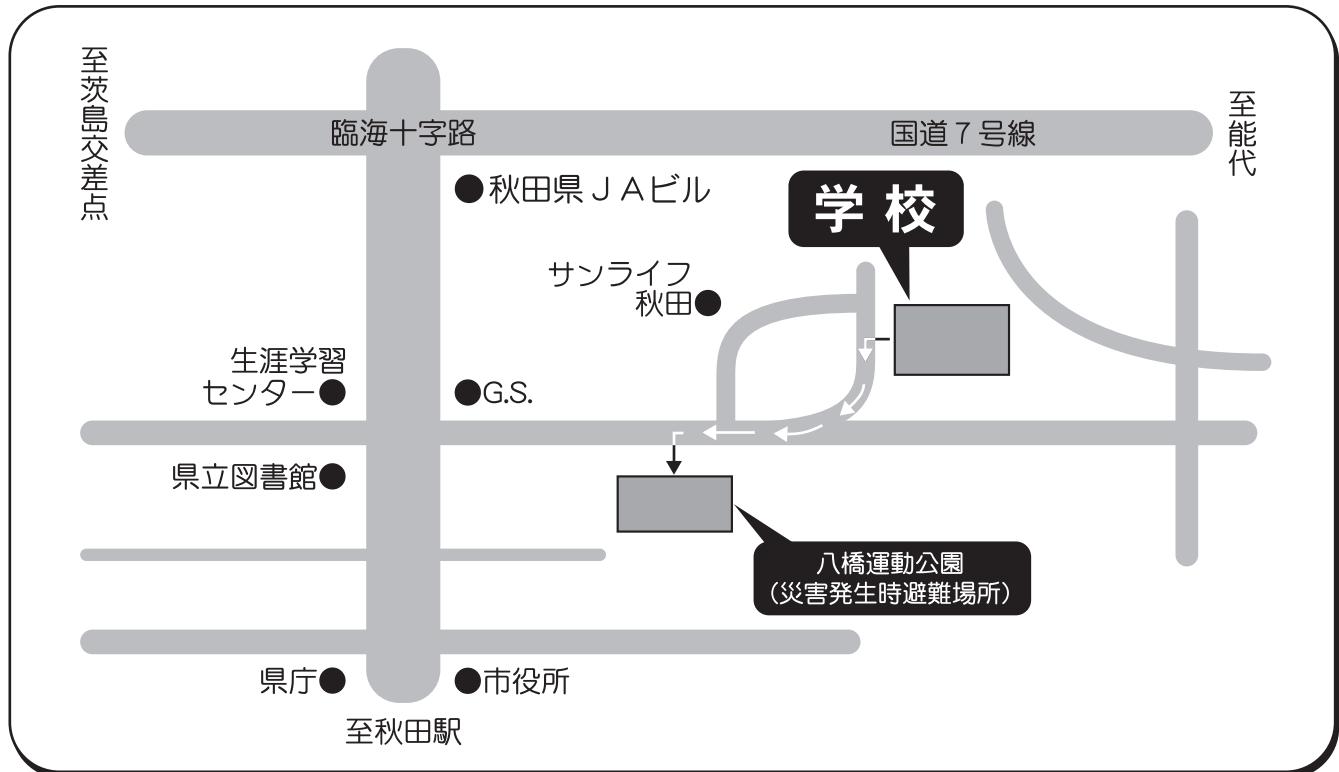
(3) 情報関連の危機の場合

〈情報危機に関する学生対処の留意点〉

1. 各教室に配備しているパソコンは学習用に使用すること。また、進路情報の入手については適宜利用すること。
2. 各教室に配備しているパソコンは許可なく移動しないこと。
3. 携帯電話等におけるプロフ作成については、自分を含めて他人の個人情報の流出につながる恐れがあることを常に意識しておくこと。
4. 個人情報が流出した恐れのある場合は、必ず学級担任に申し出ること。

校舎周辺配置図と避難場所

《歯科衛生土科》



MEMO

歯科衛生士科 学年 番 氏名 _____